

朝霞市規則第 11 号

朝霞市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

朝霞市建築基準法施行細則（平成 4 年朝霞市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

第 13 条中「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改める。

様式第 10 号から様式第 15 号までの規定中「建築主事」を「建築（副）主事」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。